

会 議 要 旨

(1 / 8)

会議の名称	第 2 2 回川越市開発審査会
開催日時	平成 2 9 年 7 月 4 日 (火) 午前 1 0 時 3 0 分開会 ・ 午前 1 1 時 3 0 分 閉会
開催場所	上下水道局庁舎 2 階会議室
会長氏名	小寺智子委員 (議長)
出席委員氏名	小寺智子委員、小林英男委員、小谷野和博委員 野澤千絵委員、宇津木二郎委員 (5 名)
欠席委員氏名	なし
会議の公開	全部非公開
傍聴人	なし
諮問者氏名	開発指導課 課長 刀根則明 副主幹 堀口明 主査 宮本晃宏
事務局職員職氏名	開発指導課 副課長 中屋貴則 主査 森井孝信
関係課職員	別紙のとおり (1 0 名)
会議次第	1 . 開会 2 . 議題 (1) 会議の公開、非公開について (2) 議案第 3 0 号 社会福祉法人が母子生活支援施設を建築する目的 で行う開発行為について 3 . 閉会 ※会議の開会前に、会長及び職務を代理する委員を 互選により決定。
配布資料	次第、会議の公開・非公開に係る依頼文書、 諮問書 (写)、諮問調書、新旧施設比較表、 位置図等図書、 他

議 事 の 経 過

会長及び職務を代理する委員を互選により決定。

定刻どおり開会。

次第に従って進行。

議題（１）から議事に入る。

事務局及びこども家庭課より説明。

（議 長）

ただいまの説明について、質問や意見等あるか。

（委 員）

非公開で良いのでは。

（議 長）

本日の会議は、全会一致で非公開とする。

会議は非公開と決定。

傍聴を希望する者がいないことを確認。

議題（２）の質疑に入る。

議 事 の 経 過

【質 疑】

議題（２）議案第３０号についての主な質疑の内容は以下のとおり。

（委 員）

今回の施設は、虐待等被害者の受け入れも行うとのことであるが、従前の施設では受け入れていなかったのか。今回新たに受け入れることになったとすれば、根拠法令等を伺いたい。

また、『ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例』の要件を伺いたい。

（諮問者）

従前の施設でも虐待等被害者の受け入れは行っていた。

また、『ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例』については、敷地面積が１０００平方メートル以上の場合に適用される。用途地域によって、要求される緑地の割合は異なるが、今回は市街化調整区域であるため、２５パーセント以上が必要となる。

（こども家庭課）

従前の施設は、「戦後未亡人」の受け入れなどから端を発したが、一定期間が経過していく中で、困窮者や虐待等の被害者の保護などに役割が移っていった。現在は保護だけでなく、学習支援や就労支援などの自立の支援も目的となっている。

議 事 の 経 過

(委 員)

三つほど伺いたい。

一つ目は、仮に川越市の施設であっても、開発審査会は必要なのか。

二つ目は、平成28年4月に従前の施設が廃止となっているようだが、それまで入所していた方々は現在どうしているのか。また、現在虐待等被害者がどの程度いるのか、把握されている範囲で伺いたい。

三つ目は、建設費等、かなりの費用がかかると思われるが、補助金等が出るのか等、実行性について伺いたい。

(諮問者)

一つ目の質問については、平成18年頃の都市計画法の改正によって、川越市の施設であっても、今回の建築物の用途の場合には、開発審査会の議を経ることが必要となる。

三つ目の質問については、今回は公募案件であり、採択するにあたっては、資金の面などを含め担当課で確認していることから、実行性は問題ないものと考えている。

(こども家庭課)

二つ目の質問については、従前の施設は入所者がいない状況で廃止している。また、管内から市外の施設へ送致している世帯もあるが、虐待等によるものではない。

議 事 の 経 過

(委 員)

新しい施設が出来れば、入所者は一定程度見込まれるのか。

(こども家庭課)

管外からの受け入れも想定されることや、他市の施設の状況などを見ると、1年半から2年程度で90パーセント以上に達するものと考えている。

(委 員)

二つほど伺いたい。

一つ目は、入所者を10世帯から20世帯に増やすようだが、その根拠について伺いたい。

二つ目は、施設の機能の面から見て、こうした施設は市街化区域にある方が良いのか、市街化調整区域にある方が良いのか伺いたい。

(諮問者)

一つ目の質問については、平成9年の児童福祉法の改正により、施設の役割として、自立の支援が追加された。自立の支援は中長期的なものとなるため、定員の増加が見込まれる。

また、施設の完成後は、県西部地区唯一の施設となることから、広域的な需要が見込まれる。

二つ目の質問については、「保護」の面から検討した場合、不特定多数が行き交うことがない市街化調整区域の方が良いと考えている。しかし、「自立の支援」の面から検討した場合には、生活圏が整っている市街化区域の方が良いと考えている。したがって、いわゆる中心市街地は適さないが、今回のように市街化調整区域ではあるが、市街化区域の縁辺部に位置する立地は適当と考えている。

議 事 の 経 過

(委 員)

つまり、「保護」と「自立」の両方の要素を満たすため、人口密度が一定程度あり、市街化区域に隣接、近接している場所が望ましいという理解で良いのか。

(諮 問 者)

そのとおりである。

(こども家庭課)

20世帯に増加することについては、人件費等、措置費の算定の都合上、10世帯では法人による運営が難しいため、最低でも20世帯としたいという点もある。

以上で質疑を終えた。

引き続き、審議と採決に入る。

議 事 の 経 過

【審 議】

議題（２）議案第３０号についての主な審議の内容は以下のとおり。

（委 員）

必要な施設であり、立地についてもやむを得ないものとする。

（委 員）

西部地域で川越市が役割を発揮するためにも必要な施設とする。

（委 員）

「市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當」という点においてはいかがか。

（委 員）

機能上、多数の人が行き交う市街化区域よりも、見通しの良い場所で不審者の存知につながりやすいといった点が必要とされていることから、「市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當」として認められるのでは。

また、上位計画ではないが、施設の運営指針でも「安心して」や「精神的に落ち着ける」といった環境が求められているようなので、やむを得ないのではないか。

（委 員）

就職の支援についても出ていたと思うが、そもそも職業安定所が市街化調整区域にある。

【採 決】

（議 長）

それでは、全会一致で、承認として良いか。

（委員全員）

はい。

議 事 の 経 過

以上で審議、採決をすべて終了。
事務局から事務連絡後、閉会。

会長署名

【※原本には署名あり】

会長が指名した出席委員の署名

【※原本には署名あり】

会議要旨別紙：関係課職員

こども未来部	こども家庭課	課長	渡邊	靖雄
	〃	主査	飯島	隆治
産業観光部	農政課	主査	高田	英明
都市計画部	都市計画課	副主幹	島居	恭子
都市計画部	建築指導課	主査	小川	智実
建設部	建設管理課	主査	野口	利春
	〃	主事	志田	惇
建設部	道路環境整備課	主査	大澤	崇
建設部	河川課	副主幹	中島	英晴
農業委員会事務局		副主幹	廣川	慎司